

## 平成21年民間企業における夏季一時金 に関する特別調査結果について

本年の民間企業の春季賃金改定期において、夏季一時金が大幅に減少する傾向にあることを受け、人事院では、臨時の調査を行い、その結果に基づき、平成21年6月に支給される国家公務員の期末手当・勤勉手当の支給月数のうち、0.2ヶ月分を凍結する勧告を行った。

本委員会においても、県内経済情勢の悪化等を踏まえ、緊急に県内民間企業の夏季一時金の決定状況を把握するため、特別調査を実施したところであり、その結果は次のとおりである。

### 1 調査期間

平成21年4月21日（火）～5月12日（火）（22日間）

### 2 調査対象事業所

職種別民間給与実態調査の対象事業所（県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所） 144事業所

### 3 調査集計結果

#### ①回収状況

調査集計事業所・・・141事業所（調査回収率 97.9%）

#### ②夏季一時金決定状況

集計事業所 (割合)	決定・回答済事業所（割合）			未決定事業所 (割合)
	夏季一時金	年間一時金	組合回答済	
141事業所 (100.0%)	16事業所 (11.3%)	8事業所 (5.7%)	2事業所 (1.4%)	115事業所 (81.6%)

#### ③夏季一時金決定済事業所の対前年比較

集計事業所	増 加	変化なし	減 少	対前年増減率
16事業所	2事業所	4事業所	10事業所	▲14.1% 〈業種別〉 製造業 ▲21.8% 非製造業 ▲3.4% ※従業員ウェイトによる対前年 増減率 ▲13.6%

※「増加」「変化なし」「減少」は、昨年夏の支給実績月数と本年夏の支給予定月数を比較

### 4 職員の6月期の期末手当及び勤勉手当の取扱い

夏季一時金に関する特別調査の結果、一部の県内民間企業の夏季一時金が減額の傾向にあることはうかがえるが、県内民間企業全体の状況を精確に反映したものとは判断できないことから、臨時の勧告を見送った。

本委員会としては、5月1日から実施している職種別民間給与実態調査により、県内民間企業での夏季一時金を含めた特別給の支給実績を精確に把握し、本年秋に行う給料表に関する報告等と同じ時期に、議会及び知事に対して必要な措置を勧告することとする。